

平成 20 年 10 月

成田航空貨物出張所  
成田南部航空貨物出張所

各位

ミノキシジルを含有する育毛剤の個人使用目的での  
輸入通関の取扱いについて

医薬品等の輸入通関につきましては、「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」（平成 17 年 3 月 31 日付財関第 425 号）に基づき取扱いを行っているところですが、今般、厚生労働省から、ミノキシジルを含有する育毛剤を輸入する場合の取扱いについて下記のとおり通知がありましたので、ご留意願います。

なお、本取扱いにつきましては、平成 20 年 10 月 29 日からの適用となります。

記

ミノキシジルの含有率が 1 パーセントを超えているものは劇薬として取扱う。

よって、個人の輸入者自身が使用することが明らかなものとして、税関限りの確認で通関できる数量は、1 か月分以内の量である。

なお、1 か月分の数量とは、例えば、輸入される物が容量 60 ミリリットルであり、用法・用量が 1 日 2 回、1 回当たり 1 ミリリットルであれば 1 本となる。

【参考：ミノキシジルについて】

薬事法施行規則（抜粋）

（毒薬及び劇薬の範囲）

第二百四条 法第四十四条第一項及び第二項に規定する毒薬及び劇薬は、別表第三のとおりとする。

別表第三（劇薬） 第二百四条関係 二十六の二十九

ニ・四ージアミノー六ーピペリジノピリミジン三ーオキシド（別名ミノキシジル）及びその製剤。ただし、ニ・四ージアミノー六ーピペリジノピリミジン三ーオキシド 1 パーセント以下を含有するものを除く。

問合せ先

成田航空貨物出張所通関総括第 2 部門

電話：0476-32-6141

成田南部航空貨物出張所通関総括第 2 部門

電話：0476-33-0568

厚生労働省関東信越厚生局薬事監視専門官

電話：048-740-0800